

環循適発第 2601081 号
令和 8 年 1 月 8 日

各都道府県知事・各政令市
浄化槽行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

「浄化槽法第七条第一項及び第十二条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項の一部を改正する件」の施行について

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項については、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 4 条第 2 項及び第 9 条第 1 項に基づき「浄化槽法第七条第一項及び第十二条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項（平成 19 年 8 月環境省告示第 64 号。以下「告示」という。）において定めているところである。

告示が引用している日本産業規格 JIS K 0102（工場排水試験方法）が、日本産業規格 JIS K 0101（工業用水試験方法）と統合され、新たに日本産業規格 JIS K 0102（-1, -2, -3, -4, -5）（工業用水・工場排水試験方法）の 5 部編成の規格群として分冊化されたことにより、規格番号の変更が行われたことから、本日「浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項の一部を改正する件」（令和 8 年 1 月環境省告示第 1 号）を施行したので下記のとおり通知する。

ただし、浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項の改正を伴うものでないことにご留意いただきたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

告示の別表にて引用している規格番号について、分冊化に伴い変更された新たな規格番号へと変更する（別紙）。

別紙

JIS から引用する箇条の変更 (JIS K 0102-1 の項目)

項目	変更後	変更前
	箇条	
水素イオン濃度	12	12.1
溶存酸素量	21.4	32.3
透視度	8	9
残留塩素濃度	23.2	33.2
生物化学的酸素要求量	18	21

JIS から引用する箇条の変更 (JIS K 0102-2 の項目)

項目	変更後	変更前
	箇条	
塩化物イオン濃度 ※	6.4	35.2

※塩化物イオン濃度の検査方法における塩化ナトリウムは JIS K 8005 の附属書 C に掲げるものとする。